

令和6年第9回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年9月10日（火） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司
江崎 美咲 ・ 林 明 ・ 林 安廣 ・ 山中 敏彰
酒井 勉 ・ 河田 均 ・ 松野 芳正 ・ 清水 健吉
館林 朋子 ・ 高橋美穂子 ・ 永田 俊幸 ・ 野々村 貢

欠席委員

山口 貴範 ・ 藤吉 理功

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 窪田 博 ・ 栞原 修司
小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 酒井 秀男 ・ 高橋 正男
田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美 ・ 野水 千尋
林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝
本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三
森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主査	中村 修	主任主事	井上 靖之
主任主事	近藤 聡美	主事	小野さなえ
主事	熊澤 宏之		

関係者

経済部農林課主査	小坂 百香
経済部農林課主事	山口 恵理子
経済部企業立地推進課主幹	木原 稔隆
経済部企業立地推進課主任	雨宮 宇宙

議 事

- 議案第 38 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について
- 議案第 42 号 令和 7 年度農業施策に関する要望書について
-
- 報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 30 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第9回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

それでは、議席番号2番、相下信孝委員、議席番号3番、西垣隆委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第38号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転9件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第38号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、本荘地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、常磐地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、常磐地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では柿を栽培するものです。

3ページをお願いします。

4番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

6番、茜部地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

4ページをお願いします。

8 番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9 番、柳津地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。計 2,069 平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後も水稻を栽培する予定です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 38 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1 番、本荘地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎(美)委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番および 3 番、常磐地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

3 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

9 月 3 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き、柿を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 番、南長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

4 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

8 月 30 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ畑を譲り渡すものです。

8月23日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番、茜部地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

8月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、玉ねぎなど野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、7番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

7番の申請は、農業経営を開始したい譲受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、三輪山県地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、きゅうり、玉ねぎなどを栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知されており、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、9番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎(和)委員

9番の申請は、世帯内贈与で受人へ、田を譲り渡すものです。

8月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第38号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第38号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第39号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第39号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

6ページの総括表をご覧ください。

今回は、2件、合計 426.00 平方メートルです。

7ページをお願いします。

1番、常磐地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が地域の農業の振興に資する施設として、農業用施設の用に供するために行われるものであるため、許可し得るものです。

2番、合渡地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が地域の農業の振興に資する施設として、農業用施設の用に供するために行われるものであるため、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第39号について事務局から説明がありました。
議案第39号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第39号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第40号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、賃貸借による権利の設定1件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第40号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は賃貸による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、合計 874.00 平方メートルです。

10ページをお願いします。

1番、南長森地区の申請は、賃貸借により、送電線鉄塔撤去に伴う工事敷地に一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 40 号について、事務局から説明がありました。
議案第 40 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので採決に入ります。
議案第 40 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案 第 41 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定
について、令和 6 年 8 月 20 日付け、岐阜市経農第 649 号をもって、岐阜市長か
ら依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。
関係部局の説明を求めます。

小坂主査

農林課 水田係の小坂と申します。
それでは、議案第 41 号について説明いたします。
11 ページをご覧ください。
今回、農用地利用集積等促進計画の件数は、賃貸借が 70 件、使用貸借が 417
件、受け手を変更する使用貸借の件数は 47 件あります。
各設定内容の詳細については、12 ページから 33 ページに記載してあります。
説明は、以上です。

議 長

ただいま、議案第 41 号について説明を受けましたが、何か御意見等ござい
ましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 41 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第 42 号、令和 7 年度 農業施策に関する要望書について、
以上を議題といたします。

8月2日に生産対策専門委員会及び耕地対策専門委員会、8月6日に環境対策専門委員会及び農政対策専門委員会を開催いたしました。

その後、8月22日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議されました要望事項を審議検討し、要望書として取りまとめましたので提案いたします。内容については、事務局から説明いたします。

佐藤副主幹

それでは、議案第42号について、説明いたします。

議案書35ページからの要望書案は、会長から御説明がありましたとおり、各専門委員会及び役員会を経て、6項目18の要望を取りまとめております。

36ページを御覧ください。国、県、市など要望先に提出する要望書のかがみとなります。

37ページを御覧ください。要望事項の一覧となります。

38ページ以降に、それぞれ要望内容を記載してあります。

まず、1 農地利用の集積・集約化、担い手対策についての要望事項です。

本市農業の維持・発展のため、担い手不足対策として、担い手の育成・支援、担い手への農地利用集積・集約化及び農作業の機械化が必要不可欠であることから、次のことについて要望します。

(1)小規模農家への支援について

小規模農家が農業を円滑に行えるようJAで農機具を借りられることを周知されたい。また、レンタル農機具や若者への補助・助成をされたい。

とし、要望先は岐阜県とJAです。

(2)水田活用の直接交付金について

肥料、農薬、電気代が高騰しているため、水田活用の直接交付金の増額と、5年水張りルールの新設を国へ要望されたい。

とし、要望先は岐阜県と農林課です。

続きまして、

2 遊休農地の発生防止・解消 についての要望事項です。

農業者の高齢化や後継者不足に加え、遠隔地居住者や非農家への相続により年々増加傾向である遊休農地対策のため、次のことについて要望します。

(1)遊休農地の再生作業について

遊休農地等利活用促進事業に対する補助金について、補助金額を上げる、手続きを簡素化するなど現状に合わせて制度を見直されたい。また、広く周知されたい。

(2)遊休農地の管理について

適正に管理されていない農地について、農業委員会に強制力のある指導ができるよう法律を改正されるよう国に要望されたい。

とし、いずれも要望先は岐阜県です。

続きまして、

3 有害鳥獣対策 についての要望事項です。

市内全域で増加しているジャンボタニシや小型有害鳥獣等による被害に対応するため、次のことについて要望します。

(1)害虫防除について

ウンカやカメムシ等の害虫が異常発生したときは、農薬等の支援をされたい。

とし、要望先は、岐阜県と農林課とJAです。

39 ページをご覧ください。

(2)ジャンボタニシ対策について

ジャンボタニシの駆除・捕獲について良い方法があれば周知されたい。周知チラシも読んでもらえる工夫をされたい。また周辺市町と情報を共有し現状に即した対策と対応をされたい。

とし、要望先は、岐阜県と農林課とJAです。

(3)有害鳥獣等について

イノシシ、ハクビシン、キツネ、カラスなどの農作物被害に対する対策にトレイルカメラの貸し出しや電柵を設置時の補助金等の支援をされたい。

また、周辺市町、関係課、JA、農業委員会と連携強化し情報を共有し、周知されたい。

とし、要望先は、岐阜県と農林課とJAです。

続きまして、

4 農業基盤整備対策 についての要望事項です。

農業用水利施設の改良・維持管理、ほ場整備等により、農作業の効率化を図り、農地利用の集積・集約化を推進するため、次のことについて要望します。

(1)基盤整備について

①川の横にある水田が崩落しそうな箇所があるため、補修されたい。

②農地の集積を行う際、高低差が障害になるため、市街化調整区域だけでも高低差の解消を進められたい。

とし、要望先はいずれも農地整備課です。

(2)用排水路や法面の管理について

①近年のゲリラ豪雨、線状降水帯等による急激な増水により、用水があふれることが増えている。

また、用排水路の劣化も顕著であることから、用排水路の改良を計画的に進められたい。

とし、要望先は、河川課と農地整備課です。

②電気代の高騰により電気代の支援を続けられたい。

とし、要望先は、岐阜県と農地整備課です。

③市街化区域では農地も都市計画税を納めており、住宅付近の用排水路敷の草刈りと同様に、農地沿いの用排水路敷及び法面においても草刈りを図られたい。

また、幹線水路と道路の高さを合わせて舗装部分を広くし、雑草が生えないよう対策を図られたい。

とし、要望先は河川課です。

④農地に面する市道の法面の草刈りは市で対応されたい。

とし、要望先は道路維持課です。

⑤多面的機能支払交付金の申請について、複雑すぎるので手続きを簡略化されたい。

とし、要望先は、岐阜県です。

40 ページをご覧ください。

(3) 浚渫業務について

農業用排水路浚渫業務委託について、地域の実情に併せて対策を拡大されたい。

とし、要望先は、農地整備課です。

続きまして、

5 都市農業振興対策 についての要望事項です。

市街化区域で盛んな園芸農業、郊外の市街化調整区域における水田農業等、多様な形態の農業がバランスよく発展していくため、次のことについて要望します。

(1) 生産緑地制度について

認定農業者等だけでは都市農業を維持できないため、一団の農地面積 500 m²以上を 400 m²以上に引き下げる、認定農業者等以外も対象にするなど条件を緩和されたい。また、申込方法、期間等、農業者に対し広く情報を発信されたい。

とし、要望先は、都市計画課と農林課です。

(2) 販売ルートについて

小規模な J A 直売施設が廃止され、販売ルートがなくなるため、それに代わる販売所を確保されたい。

とし、要望先は、J A です。

続きまして、

6 その他 の要望事項です。

(1) 農業に対する助成について

枝豆の選別作業に手間がかかるため、地域一帯の選別作業を機械化して J A で受託されたい。

とし、要望先は、J A です。

(2) 農業に関する研究・開発について

有機栽培を推進するため、エダマメ、ダイコン、水稻に関しても有機系の肥料を作ってほしい。また、暑さに強い苗を開発されたい。

とし、要望先は、岐阜県とＪＡです。

(3)農薬、肥料、農業用資材等について

エコレクトをフレコンバッグ単位の大口及び安価で販売されたい。環境にやさしいマルチや緑肥に対して補助金等の検討を図られたい。また、農薬散布注意啓発チラシも読んでもらえるよう工夫されたい。

とし、要望先は、岐阜県と農林課とＪＡです。

41 ページをご覧ください。

(4)農地周辺の防災・減災対策について

伊自良川の雑木関係については、下流から災害対策を実施してもらっている。引き続き、上流まで災害対策を推進されたい。また、内水に関しても様々な対策を推進されたい。

とし、要望先は、岐阜県と河川課です。

(5)周辺環境の周知について

不法投棄禁止の看板があるが、不法投棄禁止やごみのポイ捨て禁止などについてもっと啓発活動を進められたい。

とし、要望先は、資源循環課と環境一課です。

(6)空き家対策について

空き家が増えているので空き家対策を図られたい。

とし、要望先は、空家対策課です。

なお、その他の要望については、別紙でお配りした要望書に記載しない要望(回答)に記載しておりますので、ご覧ください。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 42 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

玉田最適化
推進委員

芥見の玉田です。

先日の専門部会で話が出たことで、補足をお願いしたいと思うのですが、遊休農地の再生作業についてです。

この前お話ししたのは、過去、令和 2 年度から 5 年度まで、県と市に補助金をつけてもらい、農業をやっているわけですが、それが岐阜市は今のところ 0 であります。

それはなぜかと言いますと、担い手さんとも話しているのですが、申請の手続きをもっと簡素化していただきたいということです。一步踏み込みますと、どう

いう申請があつて、どういうお金が出るのかというのが、見えていないということです。

私は、できましたら、海津市や池田町、瑞浪市がやっていることを見て、どういふことをやつて、どういふお金を出しているのか、という事例を集め、達成度から出すのが良いと思います。

今我々は、相当遊休農地の解消に取り組んでおります。そして今も、担い手さんが遊休農地の解消に取り組んでおります。そこは木が生えており、掘つて撤去しています。草も同じです。現在進行中です。

なぜ申請が出ないのか。それはやはり、私は、行政だけでなく、農業委員会、地元の農業委員、推進委員、担い手さん、地主さん、このような人たちが協力して取り組まないとできないと思います。

だから、他市町村の事例をいくつかもらい、「こういう内容がこういう計算で出され、こういう申請はこのように書いて出す」といったことを調べ、手続きの簡素化に努めるべきだと思います。

なぜなら、遊休農地の補助金の半分は、担い手持ちであり、半分は予算から出ているのが現状で、せつかくそのように取り組んでいただいたお金ですから、使わないのはどうなのか。

今は、それらを知らずにやっているところは、100%担い手さんや地主さんが負担しています。

そのような予算化まではできているので、そこから下へどのように広めていくのかを、この農業委員会、または地元の農政推進委員会も含めてやるべきではないかと思います。

まだこの他に、集積の話もあるのですが、その話はおいておいて、とりあえず遊休農地について、そのような取り組みをしていただけないでしょうか。以上です。

議 長

はい、では事務局お願いします。

三嶋事務局長

今いただいた要望につきましては、事務局含め、地元の委員さんと、色々な事例を周知するということでございますので、事務局への要望ということで承りました。

今後そういった事例等を、農業委員さんや地元の委員さんに向けまして、紹介をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議 長

はい、どうぞ。

玉田最適化
推進委員

ありがとうございます。先般いただきました事例集の中にも、3点、4点良いことが書いてあります。私は、ぜひそういうおっしゃたような、市ばかりでなく地元も入った取り組みを、ぜひ、お願いしたいと思います。どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

議 長

その他意見はありませんか。
御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第42号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第29号から第31号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、報告第29号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。
43ページをお願いします。
許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。
届出は、31件、合計61,556.69平方メートルです。
続きまして、報告第30号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。
45ページをお願いします。
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。
届出は、13件、合計12,814.25平方メートルです。
明細は、46ページから48ページです。
続きまして、報告第31号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。
50ページをお願いします。
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。
届出は、56件、合計24,207.46平方メートルです。
明細は、51ページから65ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和6年8月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時36分閉会を宣す。